

平成28年度第2回いじめ防止対策委員会（報告）

以下の本校職員に、専門家（臨床心理士）としてスクールカウンセラー（以下SC）の衣川朋宏先生を加え、いじめ防止に向けた2学期間の取組とアンケートの回答等から確認した事案について検討を行った。

委員会のメンバー：校長、教頭、人権教育主任、生徒指導部長、教務主任、保健主事、養護教諭、カウンセラー

会の冒頭、西校長の挨拶を受けて、人権教育主任が資料に基づき9月以降の学校の取組について説明を行った。

（1）2学期の取組と生徒の現状について

ア 生徒会活動…いじめ撲滅提言カードの作成及びクラス掲示、次年度にいじめ対策委員会を設置

イ 学校独自のアンケートを9月に、県のアンケートを12月に実施した。

ウ 月に1回10分間読書での人権に関する読み物を読む取組の継続

エ 12月に人権教育講演会の実施…「水俣病患者家族に生まれて」 杉本肇 氏

オ 12月にSSWによる研修の実施

（2）今後の取組について

ア 県のアンケート結果の詳しい集計、考察 イ 3学期に職員研修を実施

その後、協議に移り、12月20日に実施したアンケートの回答等から確認した事案（6件）について、状況報告並びにいじめ事案かどうかについて協議した。本校の「いじめ防止基本方針」では、いじめを以下の「いじめ防止対策推進法第2条」を適用し定義している。

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように法がかなり広義に「いじめ」を捉えているのは、いじめが深刻化する前に解消していこうという趣旨であり、本人がいじめと認知し苦痛を訴えている内容に事実誤認がなければ積極的にいじめと認定していくべきだろうという結論に至った。その上で、傷口が小さなうちに「いじめをいかに解消するか」に主眼をおいた対策を考えていくべきだと考える。対策を練る場合の視点として、

- | | | |
|------------|--------------|------------|
| （1）加害者の人数 | （2）立場の優位性の有無 | （3）継続性の有無 |
| （4）加害者の意図性 | （5）攻撃の種類 | （6）被害者側の苦痛 |

等をしっかりと把握し分析した上で取組むことが重要である。

最後に、SCの衣川先生から「深刻化により自死に至るケースは、いじめが持続的なこと、複数対個人で行われること、周囲のサポートが得られないことの3つが考えられる。また、相手がおもしろがっているケースも深刻化しやすい。認定後にいじめの中身を見て対応していくことが大切。」との指導助言をいただき、会を閉じた。